

野口病院

公衆無線 LAN (Wi-Fi) 利用規約

【趣旨】

第1条 本規約は外来患者、入院患者及び患者家族等（以下、「利用者」という。）の利用を目的に、野口病院（以下、「病院」という。）が整備した無線ネットワーク（以下、「Wi-Fi」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

【利用場所及び利用時間】

第2条 (1) 外来1階待合ロビー
(2) 2階レントゲン待合・リハビリ室待合・内視鏡待合室（一部治療室を除く）
(3) 3階・4階 病棟各病室
Wi-Fi 利用料については無料とするが、インターネット上の有料サービス等は利用者の負担となる。
なお、Wi-Fi は 24 時間利用可能とするが、入院患者については消灯時間までの利用とする。

【利用者が準備するもの】

第3条 Wi-Fi の利用を希望する者は、利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。
なお、病院から機器等の貸し出しは一切行わない。
(1) スマートフォン、タブレット等の接続端末
(2) Wi-Fi インターフェース
(3) 閲覧用ソフト

【Wi-Fi の利用】

第4条 利用者は下記の条件のもと、Wi-Fi を利用してインターネットに接続することができる。
(1) 利用者は、本利用規約に同意しなければ、Wi-Fi を利用してはならない。
(2) Wi-Fi を利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
(3) Wi-Fi の利用料金は無料とする。
(4) 病院は設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
(5) Wi-Fi へ接続する通信端末のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。
(6) Wi-Fi について、常に安定した接続環境を保証するものではない。
(7) 利用者は医療行為、または他の利用者の迷惑とならないよう配慮して利用すること。
特に音声についてはイヤホン等を使用するなど対策をとること。

【禁止事項】

第5条 利用者は、Wi-Fiの利用に際して、次の各号に掲げる行為を禁止とする。

- (1) 病院利用者以外の者がWi-Fiを利用する行為、又は病院外においてWi-Fiを利用する行為
- (2) 著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為、財産又はプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) 他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (4) 他人を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為
- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれがある行為
- (7) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルスの有害なプログラム等、Wi-Fiを通じて若しくは関連して使用する行為、又は提供する行為
- (9) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
- (11) 病院内における電源コンセントの利用
(入院患者が病室内において許可された電源コンセントを利用する場合を除く)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは社会慣行に反する行為、又は病院が不適切と判断する行為

前項各号に該当する利用者の行為によって、他の利用者及びその他の第三者に損害が生じた場合、当該利用者は当該損害の発生に係る全ての法的責任を負うものとし、病院は一切の責任を負わないものとする。

この場合において、病院に損害が生じた場合は利用者に対し損害の賠償を請求することができる。

【利用者資格の中断・取消】

第6条 病院は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通知することなく、直ちに該当者の利用資格を中断または取り消すことができる。

- (1) 本規約第5条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) Wi-Fi運営を妨害した場合
- (3) その他、本規約に違反した場合

【運用の中止】

第7条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、Wi-Fiの運用を中止することができる。

- (1) Wi-Fi使用により、医療行為への影響があると病院が認めるとき
- (2) Wi-Fiの保守作業又は関連工事を実施するとき
- (3) 暴動、騒乱、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、Wi-Fiの運用が不可能または困難となったとき、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、Wi-Fiの運用上、病院が必要と認めるとき

【免責等】

- 第8条 (1) 病院は、Wi-Fi の提供、遅滞、変更、中止又は廃止、Wi-Fi を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他 Wi-Fi に関連して発生した利用者の損害について、その責を一切負わない。
- (2) 病院は、無線ネットワークのサービス内容及び利用者が無線ネットワークを通じて取得する情報等について、その安全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- (3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。
- (4) 無線ネットワークへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。この場合において、病院は接続する機種、OS、ソフト等により Wi-Fi を利用できない場合についても、その責を一切負わない。
- (5) 病院は、利用者が Wi-Fi を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。
- (6) 病院は利用状況及び不正アクセス確認のため、Wi-Fi への接続状況を記録する。また、特定のWEBサイトへの接続を制限することができる。

【管轄】

第9条 無線ネットワークの利用に関して、病院と利用者間に生ずるすべての紛争については前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【利用規約の変更】

第10条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が Wi-Fi を利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和5年10月2日から施行する

※利用を希望される方は院内の掲示を参照の上、ご利用ください